

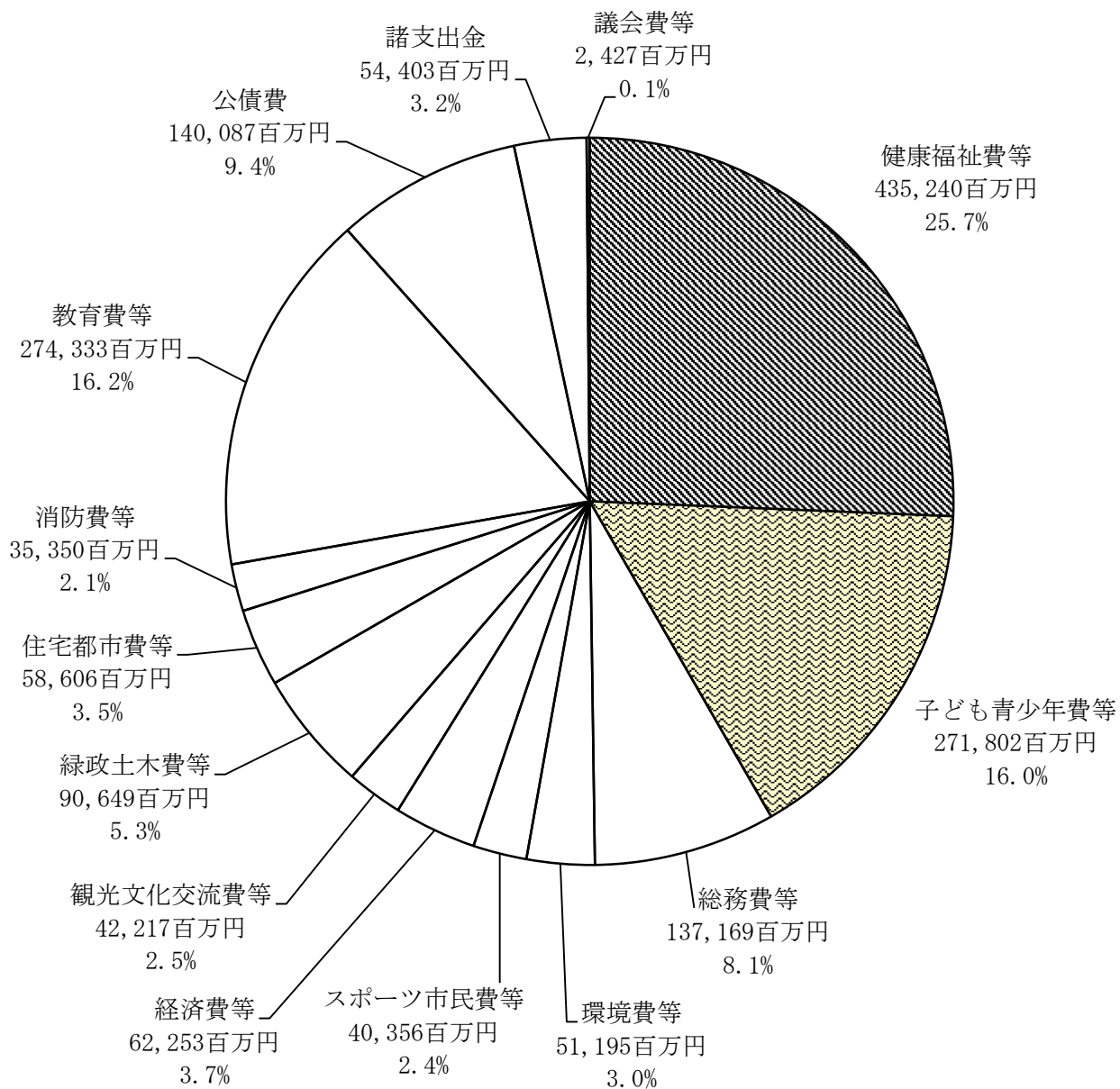
令和8年6月9日
資料 3

議題 4 令和8年度福祉関係予算について

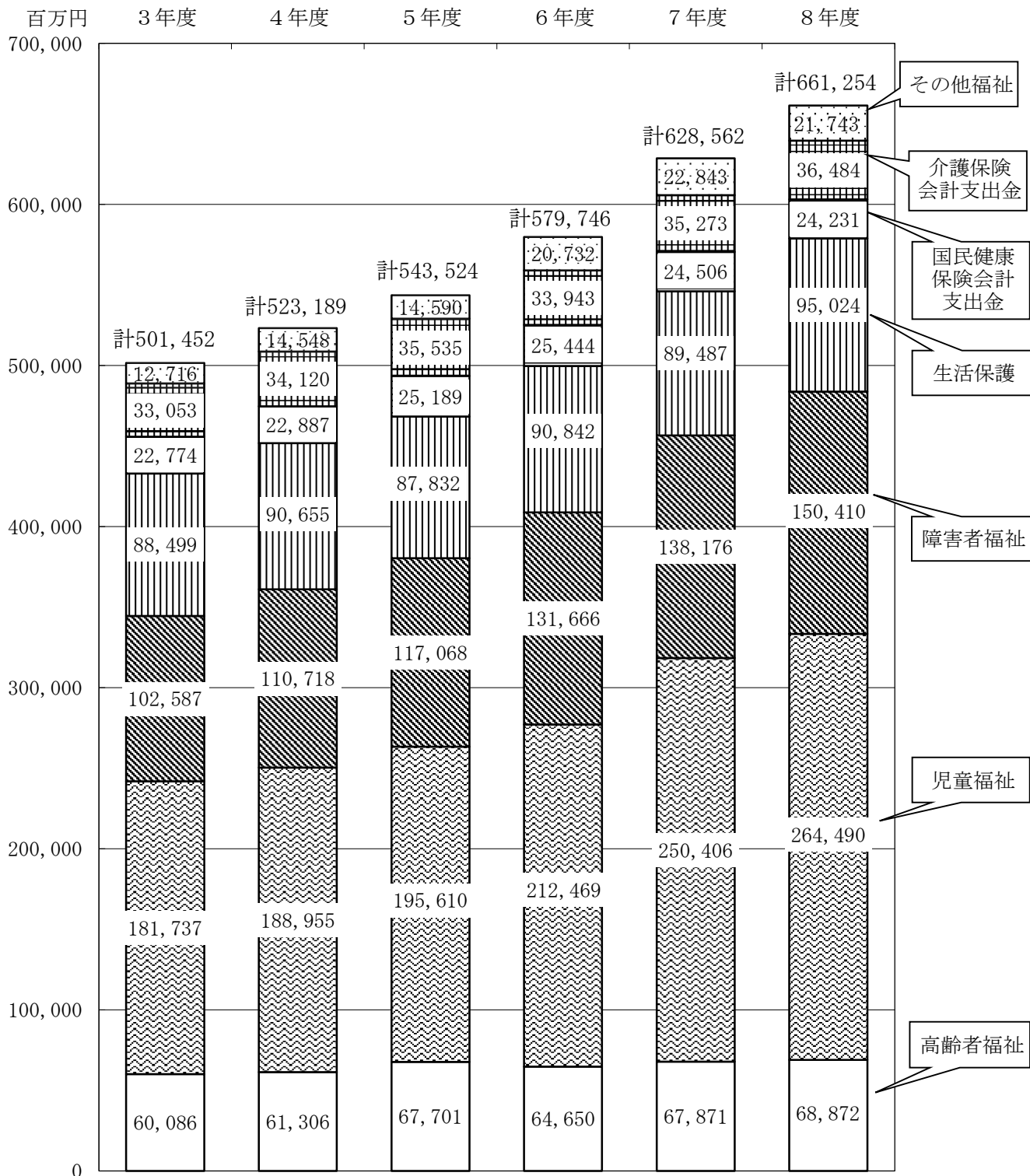
健康福祉局
子ども青少年局

1 令和8年度一般会計予算額と構成比

総額 1兆6,961億円



2 福祉予算の推移



※令和6年度より、介護保険会計支出金の一部がその他福祉へ移行

※令和7年度より、私立幼稚園に係る予算については教育委員会から移管

3 新規・拡充施策等一覧

◎新規事項 ○拡充事項

事 項	予 算 額 千円	説 明
◎ <高齢者福祉> 民間特別養護老人ホームの整備補助	410,330	[年度末整備数] 128カ所 (9,401人) 多床室 港区寛政町 (新規) 定員89人 (29人増) (⑧～⑨事業) 名東区梅森坂二丁目 (継続) 定員120人 (⑦～⑧事業)
◎ 名東福社会館・児童館 リニューアル改修の設計	10,000	老朽化した名東福社会館及び児童館の リニューアル改修 ⑧設計 ⑨～⑩改修
◎ 福祉医療費助成制度の DXの推進	205,767	国の医療DX推進方針に準拠する ための福祉医療費システムの改修 等
○ <障害者福祉> 第8期障害福祉計画の 策定	5,167	障害者総合支援法に基づき、福祉 サービスの必要な見込量や確保策 等を定める計画の策定 計画期間 9～11年度
◎ 障害者グループホーム の整備補助	32,100	居住の場である共同生活援助を行 う施設の整備 新規 1カ所
◎ 障害者支援施設の大規 模修繕補助	94,887	障害者支援施設の大規模修繕に係 る費用の一部を補助 1カ所
◎ <生活保護> 最高裁判決への対応に よる生活保護扶助費等 の給付	2,940,804	平成25年の生活扶助基準改定に関 する最高裁判決への対応による追 加給付
○ <その他社会福祉> はつらつ長寿プランな ごや2029の策定	3,176	介護保険事業計画と高齢者保健福 祉計画を一体とした総合的計画の 策定 計画期間 9～11年度

事 項	予 算 額 千円	説 明
◎ 民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	365,779	名鉄金山駅 可動式ホーム柵(3・4番線) ⑧工事 名鉄森下駅 エレベーター2基、階段解消等 ⑦設計 ⑧～⑨工事 近鉄名古屋駅 可動式ホーム柵(2・3番線) ⑥～⑧工事
◎ 物価高騰対応生活扶助受給者等上下水道料金減免負担金	535,550	生活扶助受給者等に係る水道料金及び下水道使用料の減免について、生活扶助費と重複していることなどから、令和9年4月料金分より終了することとする一方、令和8年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して経過措置として減免を実施

事 項	予 算 額 千円	説 明
○ <児童福祉> エリア支援保育所事業	35,100	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、1～2中学校区を単位とするエリア内の子育て家庭や保育所等を支援 サポート園 26カ所 一般園 36→41カ所
◎ 被児童虐待経験者への支援	7,271	本市への寄附による税制措置を活用し、過去に児童虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方を主な対象とする相談窓口の設置等
○ 一時保護所等における児童の権利擁護の推進	52,183	一時保護所等で保護されている児童の権利擁護を推進するため、統括学習指導員を新たに配置し、学習支援の充実をはかる
○ 子ども会活動の振興	92,544	子ども会活動の振興に向けた、保護者負担の軽減をはじめとする支援の充実等 子ども会事例発信及び参加者による魅力発信支援 大学・学生やNPO法人に向けたアンケート調査
○ 寄附を活用したどんぐりひろば等の遊具新設等	1,000	地域における子どもの遊び場の魅力向上をはかるため、遊具新設等に係る費用に寄附金を活用
◎ 福祉医療費助成制度のDXの推進	404,646	国の医療DX推進方針に準拠するための福祉医療費システムの改修等
○ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	127,350	全ての子どもの育ちを応援するため、6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園支援事業を実施
◎ 第4期障害児福祉計画の策定	1,462	児童福祉法に基づき、福祉サービスの必要な見込量や確保策等を定める計画の策定 計画期間 9～11年度

事 項	予 算 額 千円	説 明
◎ 強度行動障害児への包括的な支援	3,823	事業所等における強度行動障害児の受入れに必要な環境整備に係る改修費補助や支援者養成研修の拡充等
○ 障害児通所支援事業所等における人材確保の強化	18,826	障害児通所支援事業所等における人材確保に向けた施策を実施 福祉人材育成支援助成事業 外国人介護人材等導入支援事業 普及啓発事業
○ 延長保育事業	1,025,593	保育標準時間認定児に対する延長保育を拡充 民間保育所等 427→433カ所 うち1時間延長 398→404カ所 2時間延長 19カ所 4時間延長 4カ所 6時間延長 2カ所 夜間保育所 4カ所 公立保育所 69→67カ所（1時間延長）
○ 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	144,385	産休あけ・育休あけ時に保育所等に入所できるよう、産休開始時に入所する施設を指定して予約 民間保育所等 112→113カ所 公立保育所 7カ所
○ 子どもの短期入所生活援助事業	19,571	利用促進と利便性向上のため、児童養護施設に専従職員を配置
○ 児童相談所における人材育成・人材定着の推進	7,038	児童相談所職員の人材育成及び人材定着のための施策を実施 実践的な研修プログラムの開発 定着支援アドバイザーの配置
○ 公立地域療育センターにおける地域支援・調整機能の強化	17,878	発達支援を必要とするすべての子どもと保護者が適切な時期や場所で支援を受けることができるよう、職員体制を強化

事 項	予 算 額 千円	説 明
◎ 不登校児童生徒の居場所づくり事業	62,922	不登校児童生徒の心身の成長や社会的自立支援のため、多様なニーズに合わせた学校外における平日日中の居場所づくりを実施 児童館における平日日中の子どもの居場所づくりモデル事業 民間フリースクール等の設置者へ運営費を補助
○ とだがわこどもランド屋外遊具の改修	9,900	老朽化したとだがわこどもランド屋外遊具の改修に要する費用に、ネーミングライツ料を活用
○ 施設入所児童等の権利擁護のための環境整備	145,696	施設入所児童等へのわいせつな行為の再発防止を図り、安心・安全に生活できる環境や体制を整備 心理療法員の配置 研修の充実 外部スーパーバイザーの配置 施設職員のピアサポートの実施 夜間職員体制の充実 室内カメラの導入
○ 公立児童入所施設等入所児童の生活環境向上のための寄附金活用	1,550	入所児童の生活環境の改善、生活体験の向上にかかる費用に寄附金を活用
○ 公立保育所の社会福祉法人への移管	96,474	公立保育所の社会福祉法人への移管に係る経費 引継共同保育 不動産鑑定等
◎ 保育提供体制の確保・充実	1,414,771	改築7カ所 中村区新富町 (⑦～⑧事業) 「新富のぞみ保育園」 定員 90人→95人 (3歳未満児 30人→35人) 名東区藤が丘 (⑦～⑧事業) 「ふじがおか保育園」 定員 97人→110人 (3歳未満児 27人→39人)

事 項	予 算 額 千円	説 明
		<p>天白区土原二丁目 (⑦～⑧事業) 「シャーローム保育園」 定員 90人→95人 (3歳未満児 33人→38人)</p> <p>北区辻町 (⑧～⑨事業) 「徳風幼稚園」 定員 97人 (3歳未満児 37人) ※定員増なし 1号定員を含む整備後定員 103人</p> <p>熱田区尾頭町 (⑧～⑨事業) 「高蔵幼稚園」 定員 301人 (3歳未満児 91人) ※定員増なし 1号定員を含む整備後定員 376人</p> <p>中川区小本本町 (⑧～⑨事業) 「松操保育園」 定員 224人 (3歳未満児 71人) ※定員増なし 1号定員を含む整備後定員 254人</p> <p>港区港楽三丁目 (⑧～⑨事業) 「名港保育園」 定員 90人 (3歳未満児 39人) ※定員増なし 1号定員を含む整備後定員 96人</p> <p>幼稚園から認定こども園への移行 1カ所 緑区松が根台 (⑧事業) 「マツガネ台幼稚園」 定員 182人→189人 うち保育を受ける児童 30人 (3歳未満児定員 15人増)</p>

事 項	予 算 額 千円	説 明
○ こどもホスピス支援事業	13,866	病気や障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族を支援する民間団体等の取組みに対する補助及び普及啓発事業等を実施
○ 社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた調査	1,328	社会的養護自立支援協議会を設置し、社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた調査・検討を実施
千種児童館及び名東福祉社会館・児童館リニューアル改修の設計	20,000	老朽化した千種児童館及び名東福祉社会館・児童館のリニューアル改修のための設計

4 水道料金等福祉対策特例措置負担金（生活扶助受給者等の分）の廃止

1. 制度概要

- ・生活扶助を受給している生活保護世帯及び生活支援給付を受給している中国残留邦人帰国者等に対する支援給付受給世帯の上下水道料金を減免する制度
- ・1世帯当たりの減免額：上下水道の基本料金+10 m³分の従量料金相当額
- ・昭和32年度に当時の水道局・下水道局において生活保護世帯の上下水道料金減免制度として開始し、令和7年度予算では全額を一般会計により負担

2. 事業見直しの概要

「上下水道料金に相当する経費について生活扶助及び生活支援給付に既に含まれていること」及び「現在も同様の施策を実施している政令市が少ないこと」から、令和8年4月より減免制度を廃止する。

※令和8年度は経過措置として国庫補助金を活用し、令和9年3月まで減免を継続

※障害基礎年金を受給しており一定の要件を満たす世帯、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯等を対象とする減免制度は継続する

3. 事業見直しの影響

令和8年度予算 535,550千円（水道：281,446千円 下水道：254,104千円）

令和8年度対象世帯 約2万5千世帯（うち中国残留邦人帰国者は約120世帯）

1世帯当たりの影響額：1,826円/月（水道管口径13mmの場合）

4. 本市の対応

制度廃止の影響を受ける世帯には、他の区分で減免を適用できる場合は手続きを支援するなど、各区社会福祉事務所の地区担当員より被保護世帯の生活状況に応じた丁寧な支援を経過措置期間中に行います。

（参考）政令市の生活扶助受給者を対象とした上下水道料金減免制度

生活扶助受給者を対象として、現在も水道料金・下水道使用料ともに減免を実施している政令市は、仙台市、さいたま市、広島市の3市

この内、一般会計で費用負担を行っているのは仙台市のみ

※近年では、下水道使用料の減免を実施していた北九州市、相模原市が制度を廃止